

# 北九州市民間社会福祉事業従事者 共済事業のご案内

～ 新規加入者用 ～

## ～ 目 次 ～

共済事業の概要	…	1
給付事業	…	3
貸付事業	…	4
その他福利厚生事業	…	5
給付事業・貸付事業 事務手続きの流れ	…	6
給付金請求書（様式1－1）見本	…	7
貸付金借入申込書（様式2－1）見本	…	8

この事業が、みなさんの  
職場や家庭での日々に、  
潤いをもたらすものと  
なるよう願っています！



# 共済事業の概要

## 1 趣 旨

本事業は、北九州市の民間社会福祉事業に従事し、日頃から社会福祉増進に努力しておられる、北九州市民間社会福祉事業従事者共済事業加入者のみなさまの福利増進を図ることを目的に実施しています。また、共済事業基金の運用から生じる益金を事業資金として福利厚生事業等を行っています。

## 2 掛 金

月1,500円

(加入者(本人)負担600円、雇用主負担450円、北九州市負担450円)

雇用主が加入者負担金を本人から徴収し、雇用主負担分とあわせて市社協に振り込み、市社協は市補助金(北九州市負担分)を加えて保険会社に振り込みます。

※市社協は、保険会社と「拠出型企業年金保険契約」を締結しています。

## 3 内 容

加入者の福利増進のため、次の事業を行っています。

- (1) 福祉年金の支給
- (2) 脱退一時金の支給
- (3) 遺族一時金の支給
- (4) その他会員の福利厚生に必要な事業

### ■福祉年金とは

加入者が60歳に達したとき年金の受給権を取得します。

年金月額受給額は受給権取得時の積立金相当額を年金原資として算出される額で、年金支給額が月額4,000円に満たない場合や加入期間20年に満たない場合は、年金に代えて年金現価相当額を一時金として支給します。

### ■脱退一時金とは

加入者が年金受給権取得前に死亡以外の事由で脱退した場合は、積立金相当額を一時金として支給します。

### ■遺族一時金とは

加入者が年金受給権取得前に死亡した時は、積立金相当額に15,000円を加算した額を遺族一時金として支給します。

一時金・年金試算表

(単位:円)

加入年数	加入者負担 (月 600 円)	掛金累計 (月 1,500 円)	一時金	年金月額 (10 年)
5 年	36,000	90,000	84,090	
10 年	72,000	180,000	172,350	
15 年	108,000	270,000	265,470	
20 年	144,000	360,000	363,810	
25 年	180,000	450,000	467,700	4,100
30 年	216,000	540,000	577,440	5,060
40 年	288,000	720,000	815,760	7,150

2021 年 4 月現在

※この金額は、目安です。加入時期・加入期間及び金融情勢等により変動(増減)することがあります。

■その他会員の福利厚生に必要な事業

加入者の方々の福利厚生を図ることを目的に、共済事業基金の運用から生じる益金を資金として、次のような事業を行っています。

**【給付事業】** 結婚祝金  
出産祝金  
傷病見舞金  
香華料  
災害見舞金

**【貸付事業】** 厚生貸付  
結婚資金貸付  
入学資金貸付

**【その他】** レクリエーション事業(スポーツ観戦・演劇鑑賞・音楽鑑賞・宿泊等)  
家庭用常備薬斡旋事業

※留意事項※

- (1) 給付事業・貸付事業は、加入期間が 1 年以上の方が対象となります。
- (2) 本事業は、この冊子に記載していることのほか、「北九州市民間社会福祉事業従事者共済事業規程」及び、「北九州市民間社会福祉事業従事者福利厚生事業規程」に基づき実施します。

# 給付事業

会員の慶弔、傷病に対して、次の給付が受けられます。

## ★ 給付の種類及び給付額

種類	給付事由	給付額
結婚祝金	会員が結婚したとき	1万円
出産祝金	会員又はその配偶者が分べんしたとき	1万円
傷病見舞金	会員が疾病又は負傷により引き続き、30日以上欠勤したとき	5千円
	会員が疾病又は負傷により引き続き、15日以上29日以下欠勤したとき	3千円
香華料	会員が死亡したとき	3万円
	会員の配偶者又は子が死亡したとき	1万円
	会員の父母又は会員と同一世帯に属する配偶者の父母が死亡したとき	1万円
	会員又は配偶者が妊娠4ヶ月以上で死産したとき	5千円
災害見舞金	(1) 会員の住居及び家財の3分の1以上が焼失し又は滅失したとき	3万円
	(2) 会員の住居及び家財に(1)と同程度の損害を受けたとき	

## ★ 給付金の請求手続

給付金請求書(様式1-1)に必要事項を記入し、請求書裏面の証明印または必要な証明書類と併せて提出してください。

なお、給付金の支給日は、次のとおりです。

●各月10日締切 → 当月25日頃振込

## ★ 給付金の受領

口座振込又は北九州市社会福祉協議会窓口での受け取りとします。

## ★ 受給権の消滅(時効)

受給権は、給付事由が発生してから1年間請求しないときは消滅します。

## ★ 受給の対象者

加入してから1年経過した方が対象となります。

## ★ 給付を受ける遺族の範囲

会員が死亡した場合、給付を受ける遺族の順位は次のとおりです。

- (1) 会員の配偶者
- (2) 会員の子
- (3) 会員の父母
- (4) 会員の孫及び祖父母
- (5) 会員と同一世帯に属する上記以外の3親等内の親族
- (6) 死亡した会員の葬儀を主宰した親族

# 貸付事業

会員が臨時の支出に資金を必要とするときに、融資が受けられます。

## ★ 貸付金の種類

種類	貸付事由
厚生貸付	会員又は会員の親族等の冠婚葬祭、医療、出産、教育、その他の臨時の出費が必要なとき
結婚資金貸付	会員又は会員の子が3ヶ月以内に結婚しようとするとき
入学資金貸付	会員又は会員の子が大学又は高校等に入学しようとするとき

## ★ 貸付の条件

区分	会員期間	貸付限度額	貸付単位	毎月償還金	手数料(利息)
厚生貸付	1年以上3年未満	30万円	10万円	1万円 または 2万円	前月末の 貸付残額 1,000円 につき、 3円50銭
	3年以上	50万円			
結婚資金貸付	1年以上2年未満	30万円			
	2年以上	50万円			
入学資金貸付	2年以上	高校30万円			
		大学50万円			

- ◎すでに貸付している同種の貸付は、全額返済が完了するまで貸し付けることができません。  
ただし、入学資金については、貸付の対象が異なるときは2回まで貸し付けることができます。
- ◎毎月の償還金が本俸の30%を超えるとときは貸付ができません。

## ★ 申込手続

貸付金借入申込書（様式2-1）に必要事項を記入し、所属長の確認を得て、必要な証明書類を併せて提出してください。

申込締切は、毎月15日で、貸付は当月末日になります。

## ★ 連帯保証人

会員期間3年以上の連帯保証人1名が必要です。連帯保証人は、貸付金の償還について連帯して責任を負うことになります。

## ★ 資金の受領

受領は、借受人があらかじめ福岡銀行に本人名義の預金口座を開設していただき、その指定した口座に振り込みます。

## ★ 返済方法

返済は、借受人が貸付を受けた月の翌月から1万円または2万円を月末までに手数料（利息）と併せて振り込むことになります。振込手数料については、借受人本人負担です。また、納期限までに返済がなかった場合は、延滞金を徴収します。

# その他福利厚生事業

## 1 レクリエーション事業

会員特典として、各施設宛に、次のレクリエーション事業について割引価格でご案内します。ただし、応募者多数の場合は抽選となります。

### ★ スポーツ観戦事業（年1～2回案内）

福岡ソフトバンクホークス公式戦の観戦チケット  
ギラヴァンツ北九州ホームゲームの観戦チケット

### ★ 演劇鑑賞事業（年3～4回案内）

北九州芸術劇場開催の演劇等鑑賞チケット

### ★ 音楽鑑賞事業（年1～2回案内）

響ホール、ソレイユホール等で開催される音楽鑑賞チケット

### ★ 宿泊事業（年1回案内）

九州内のホテル・旅館等の宿泊券

※その他のレクリエーション事業については随時ご案内します。

## 2 家庭用常備薬斡旋事業

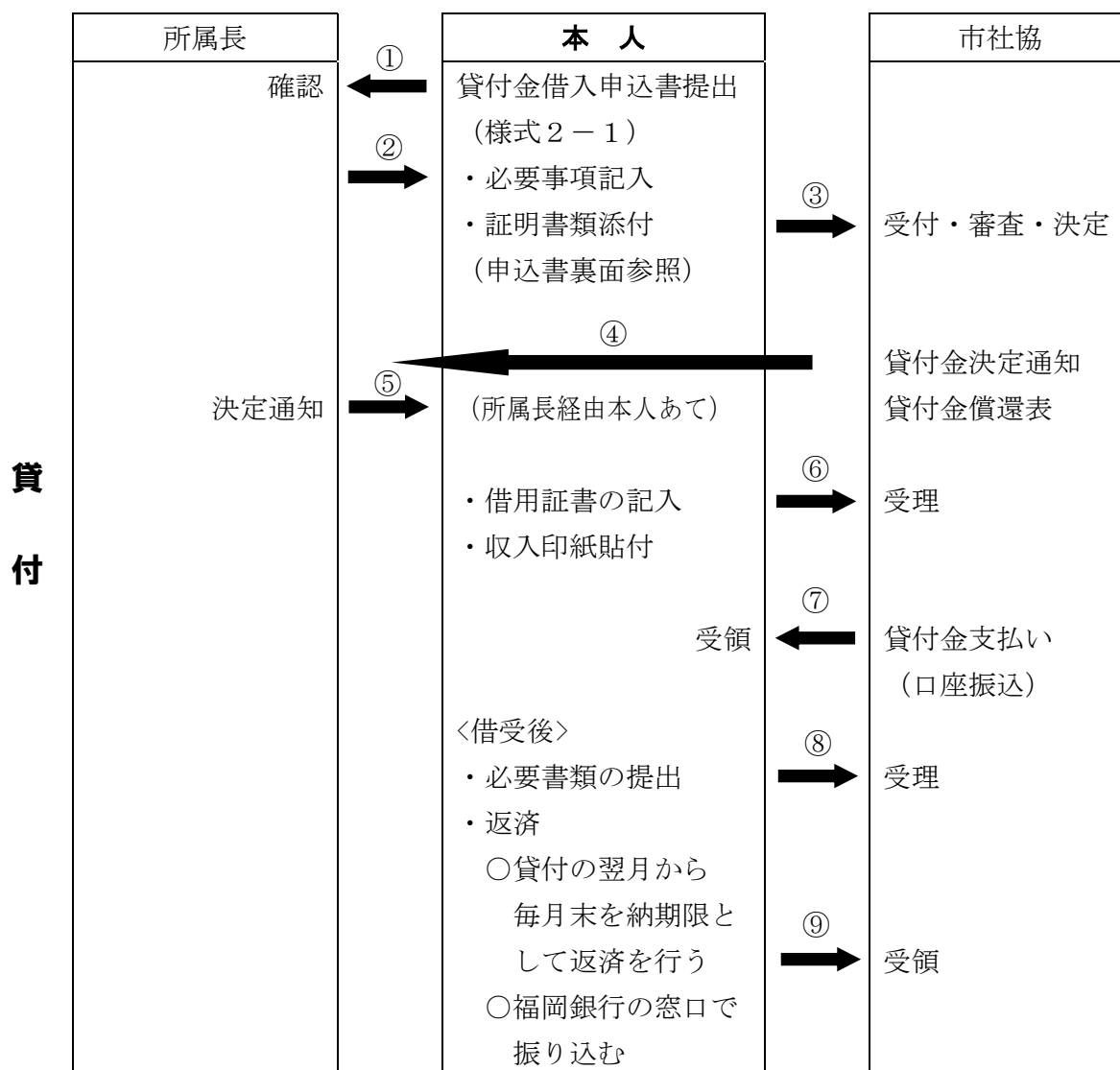
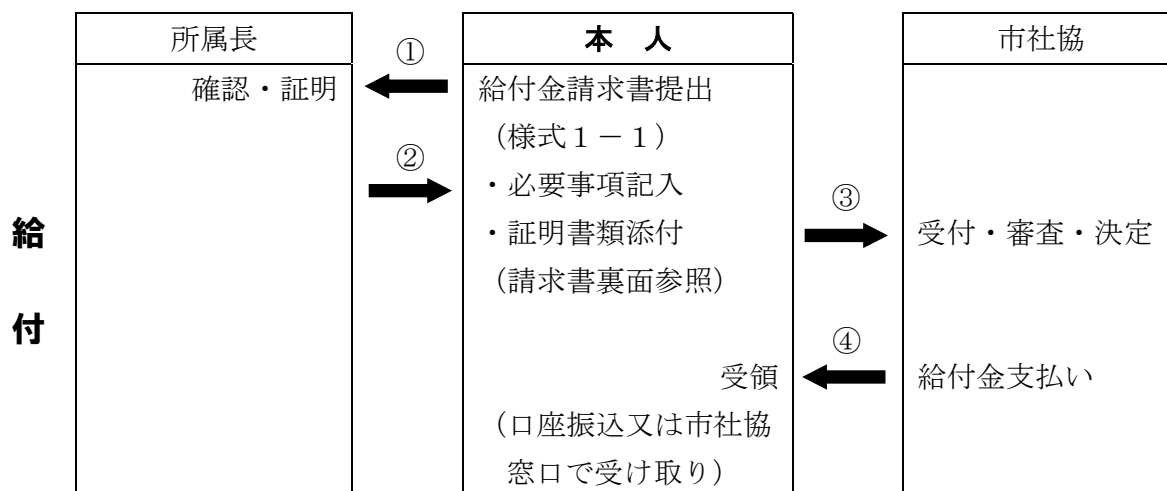
会員特典として、次のものを割引価格でご案内します。

### ★ 家庭用常備薬斡旋事業（年2～3回案内）

一般的な大手メーカーの医薬品等を安価に提供します。



## ■ 給付事業・貸付事業 事務手続きの流れ



※給付金請求書・貸付金借入申込書等は、各施設及び団体事務局に送付しています。

不足の場合又は不明の点があれば、北九州市社会福祉協議会事務局までご連絡ください。



# ■給付金請求書（様式1-1）見本

【表面】

北九州市民間社会福祉事業者福利厚生事業 (様式1-1)

種 類	1	2	3	4	5
	結 婚	出 産	傷 病	香 華 料	災 害

**給 付 金 請 求 書**

北九州市社会福祉協議会会長様 年 月 日

下記金額を請求します。(ただし裏面内訳のとおり)

施設コード

所 属 TEL

---

請求者住所 TEL

住 所 TEL

加入者コード      (必ず記入して下さい) 続柄 (会員死亡の場合のみ)

氏 名 印 印

---

振込先 ※口座名義、口座番号等は正確に記入してください。

銀行 信用金庫	本店 支店	普通	No.	<input style="width: 100%;" type="text"/>
				※ 口座番号は右づめ記入

フリガナ 請求金額 (頭に¥を入れる)

口座名義 (本人名義) No.

【裏面】

給 付 種 類	証 明 事 項	証 明 の 方 法 及 び 添 付 資 料
結 婚 祝 金	婚姻届出 年 月 日	年 月 日
	配偶者氏名	所属長の証明印。所属長の証明印がとれない場合は、戸籍抄(謄)本又は、住民票記載事項証明書(会員氏名・配偶者氏名・続柄・戸籍届出年月日)を記入して証明を受けること
出 産 祝 金	出産年月日	年 月 日
	出産児氏名	所属長の証明印。所属長の証明印がとれない場合は、社会保険事務所分娩支払証明印又は出生児の戸籍抄(謄)本又は住民票記載事項証明書(会員氏名・出生児氏名・続柄・出生年月日)を記入して証明を受けること
傷 病 見 舞 金	欠勤期間	年 月 日から 年 月 日まで
	病 名	所属長の証明印。
香 華 料	死亡年月日	年 月 日
	死亡者氏名	本人・配偶者・子 実父母・同居の義父母
災 害 見 舞 金	発生年月日	年 月 日
	災 害 状 況	被災証明書第1号様式(消防署発行) 状況写真

※ 該当する給付種類を○印で囲むこと。  
※ 会員期間が1年未満の者は給付対象外。

証 明 欄	所属長証明(補職名を必ず明記) <span style="float: right;">年 月 日</span>	印
-------------	--	---

# ■貸付金借入申込書（様式2-1）見本

【表面】

様式2-1 申込年月日 年 月 日

## 貸付金借入申込書

貸付種類 <small>(別紙参照)</small>	1 厚生貸付	借入理由	
	2 結婚資金貸付(本人・子)		
	3 入学資金貸付(本人・子)		
申込金額	円	毎月償還額 <small>(元・角・分)</small>	1万円      2万円
<small>貸付金口座振込先 (申込者は下記銀行に口座を設けて下さい。※預金種目、口座番号等を正確に記入すること)</small>			
金融機関名	福岡銀行	預金種目	口座番号
支店名	支店	フリガナ	口座名義(本人名義に限る)
	1. 普通 2. 当座	氏名	
	申込者 <small>(対象: 加入期間1年以上(入学資金は2年以上))</small>		連帯保証人 <small>(対象: 加入期間1年以上)</small>
施設コード			
施設名			
TEL(所属先)			
加入者コード			
氏名	◎	◎	
自宅住所			
TEL(携帯など)			
加入年月日	年	月	年 月
基準給与額	円	円	
所属長確認欄	年 月 日		
	補職	氏名	◎

【裏面】

貸付種類	貸付事由	会 員 期 間	貸 付 総 額	貸 付 単 位	毎月償還元金	手数料	返済書類	
							申込書	接受後
厚生貸付	会員又は会員の扶養等の配偶、児童、児童、教育、その他の職種の出費が必須なとき	1年以上 2年未満	30万円	10万円	1万円 または 2万円	※日本の貸付後額100円につき、5円50銭	所属長の確認印	
		3年以上	50万円					
結婚資金貸付	会員又は会員の子が3ヶ月以内に結婚しようとするとき	1年以上 2年未満	30万円	10万円	1万円 または 2万円	同 上	本人及び子が初婚者の場合は、結婚直前と所轄長の確認印。子が被扶養者以外の場合は、結婚直前及び住民票記載事項証明書又は戸籍簿に婚姻届受理証明書と所轄長の確認印	本人及び子が初婚者の場合は、結婚直前と所轄長の確認印。子が被扶養者以外の場合は、結婚直前及び住民票記載事項証明書又は戸籍簿に婚姻届受理証明書と所轄長の確認印
		3年以上	50万円					
入学資金貸付	会員又は会員の子が大学又は高等学校に入学するとき	2年以上	高学 30万円  大学 50万円	10万円	1万円 または 2万円	同 上	入学合格通知書の写しと所属長の確認印	入学後1月以内に在学証明

### 結婚証明書

下記の両人は、年 月 日に結婚することを証明します。

会員または  
会員の子氏名 \_\_\_\_\_

新郎または  
新婦氏名 \_\_\_\_\_

会員との続柄( )

※会員の子の場合は続柄を記入のこと。

年 月 日

所属長氏名 \_\_\_\_\_ ◎



## 社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく公共性の高い民間の社会福祉団体です。

「北九州市地域福祉活動計画」を基本として、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の実現を目指して、「ふれあいネットワーク活動」「ボランティア・市民活動センター事業」「地域福祉権利擁護事業」など、民生委員・児童委員、社会福祉施設・団体、保健・医療・教育など関係者と連携し、住民が主体となった様々な活動をおこなっています。

その活動は、赤い羽根共同募金をはじめ、市民一人ひとりの善意に支えられています。



### 【事務局】

社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会  
地域福祉部 地域支援課

〒804-0067

北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた8階

電話 (093) 882-4425

FAX (093) 873-1351

【作成:2021年7月】